

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書（要旨）

「裁判員制度に係る広報業務の実施状況について」

平成19年12月

会計検査院

検査の背景

1 裁判員制度に係る広報業務の概要

(1) 連携体制

政府及び最高裁判所は、制度実施までの期間（平成21年5月までに実施）において、制度の意義、手続、裁判員の職務等の説明などを実施する旨規定（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律附則第2条）。

法曹三者の協力・連携のため裁判員制度広報推進協議会を設置、各種広報を実施。

(2) 裁判所における実施状況

主に裁判員制度の手続の周知を目的。最高裁判所において、裁判員制度全国フォーラム（以下「フォーラム」）、メディアミックス、広報用映画の制作等を実施。また、全国の地方裁判所等において、出張説明会、模擬裁判等を実施。

(3) 法務省における実施状況

主に裁判員制度の周知を目的。裁判員制度シンポジウム（以下「シンポジウム」）、広報用映画の制作、ポスター・パンフレットの作成、交通広告の掲載等を実施。また、全国の地方検察庁等において、出張説明会、模擬裁判等を実施。

2 会計検査院は平成16年度決算検査報告において、「国の広報業務の実施状況について」を掲記。

競争契約の拡大を図ること、企画競争において参加者の公募、広報実施部局以外の者を加えた提案書の審査、複数の具体的な採点項目の設定等により競争性、透明性の確保を図ること、予定価格算定において積算の合理性の向上に努めること、他省庁の事例等の参照等により実効性のある検証を行うことなどが望ましいとしている。

3 裁判員制度広報に係る企画競争随契の実施状況

(1) 最高裁判所 14件、21億5899万余円（17、18両年度）

(2) 法務省 6件、2億2885万余円（17、18両年度）

4 裁判員制度広報に係る一連の問題の概要

ア 17年度フォーラムの3会場、18年度フォーラムの1会場及び18年度シンポジウムの1会場において、開催を運営した新聞社（2社）が人材派遣会社に金銭を支払うなどして参加者を募集。

イ 最高裁判所は「さかのぼり契約」について国会で指摘を受け、内部調査を行い、19年2月「裁判員制度広報費調査報告書」を提出。

検査の状況

1 最高裁判所

(1) 企画競争随契に係る不適切な契約手続

ア 契約書の事後作成

(ア) 17、18両年度の裁判員制度広報に係る企画競争随契14件について、事業の実施を先行させ、契約を確定させるために必要な契約書の作成等の手続を事後に行うなどの処理（うち3件は履行の完了後に契約書を作成。うち10件については、事後に契約書を作成する際に、契約書の日付を実際の日付よりさかのぼって記載。）。その他、ホームページの公表、官報公示についても事実と異なる日付の記載。

(イ) 確認できた範囲において、17、18両年度の他の企画競争随契（21件、契約金額計3億5891万余円）や企画競争随契以外の裁判員制度広報関連契約（2件、契約金額計656万余円）についても同様の事態。

イ 随意契約の妥当性について、決裁書類中に競争入札によらない理由について具体的な記述がなく、どのような検討がなされていたか、事後に確認できない状況。

ウ 業者の選定手続

(ア) 審査基準における評価項目の設定について、大項目の配点に加え小項目ごとの配点も示したり、評点の指標について明確な基準を設けたりするなど、評価者の評価と採点との結び付きが明確となるよう、より工夫の余地がある。

(イ) 提示額の多寡がどの程度評価されるか明確にしていくなどの工夫が望まれる。

エ 予定価格の算定

(ア) 業者見積りと最高裁判所算出価格との比較方法等が統一されていない状況。

(イ) 新聞広告掲載料について、できるだけ複数の者から参考見積書を徴するなどして、積算の合理性の向上を図ることが必要。

(ウ) 仕様等の変更が適切に積算に反映されていないもの。

(イ) 17年度フォーラム契約に見られるように、予定価格の積算項目に積算過大、積算漏れ等（修正算定額は契約金額を上回っている。）。

(オ) 事業内容が同様であるのに積算内訳項目の金額が年度間で著しく変動しているもの。18年度広報用映画制作契約では業者に見積書の項目・金額の調整を依頼。

(2) 広報業務の実施

ア 契約書類の内容について、事後に契約書類を作成しているもの、契約変更の検討が適切になされていないものなど。

<事例> 18年度フォーラム契約における新聞広告掲載について、契約締結後に

メディアミックス契約で別会社に作成させた図柄を使用するよう仕様書とは別の指示を行ったのに、契約変更の検討を行っていなかった。

イ 履行完了時の検査について、必要な契約書類が不備、監督職務と検査職務との区別が明確でないなどの事態。

ウ 広報用映画制作契約で取得した35mmフィルムについて、取得の目的に沿った利用がなされていなかった事態（平成18年度決算検査報告63ページ参照）。

(3) 裁判員制度広報の実施体制、内部牽制等の状況について

ア 広報実施局課と契約担当局課との連絡調整

広報実施局課（総務局、刑事局、広報課）から契約担当局課（経理局用度課）に対し適時適切な連絡調整がなされておらず、広報実施局課は、業者選定後に契約書が未作成のまま、履行を指示。一方、用度課も、契約書を事後に作成。

イ 内部牽制等の状況

契約締結に係る内部決裁を行う際にはすべて経理局監査課を経由することになっているが、決裁書類に事実と異なる起案日、契約年月日等が記載されていたにもかかわらず、そのまま決裁するなど、監査課による内部牽制が機能していなかった。

(4) 再発防止策等の状況

最高裁判所は、これまでに、不適切な契約事務処理の再発防止、企画競争における業者選定手続の工夫、関係局課の連携の強化に向けて所要の措置を講ずることとした。

2 法務省

次のような企画競争随契における不適切な契約手続。

ア 電話のみにより業者に参加を打診していて、庁舎掲示板やホームページでの公示を行っていないものなど。18年財務大臣通知以降は改善。

イ 17年度の広報用グッズの調達契約について、一般競争入札の可否について検討の上、その結果によっては、一般競争入札の実施も可能と認められた（その後は、より競争性を高める手法を導入）。

ウ 業者の選定手続

(ア) 審査基準における評価項目の設定等について、17年度においては、複数の評価項目の設定や項目ごとの配点がないもの。18年度においては、複数の項目が配点とともに設定され、その内訳である小項目ごとの配点についても設定されてきているが、配点が参加業者に示されていないものも見受けられた。

(イ) 審査手続については、広報実施局課（刑事局総務課裁判員制度啓発推進室）の職員が審査、契約担当局課である会計課や外部審査員等の関与はない状況。また、採点方法については、17年度は区々となっていたが、18年度は啓発推進室職員が

各々審査基準に基づき採点し、それらを合計する方法により選定。

エ 予定価格の算定

6件中5件は自ら積算を行わず、予定価格を業者提示額と同額としていた。

3 最高裁判所と法務省との連携等

ア それぞれ広報業務を実施するに当たっては、互いの広報目的に沿った内容となっているかなどについて連絡調整を実施。

ポスターの作成に当たり、図柄の相互利用を図るなど、より一層の連携が可能。

イ 最高裁判所と法務省とでは、企画競争随契の手續に当たり、業者選定後の履行の着手時期、審査基準の評価項目の構成、審査方法、予定価格の積算方法等が相違。

事業の効率的な実施には、会計・契約事務における情報交換等も求められている。

所見

裁判員制度は、司法制度改革の柱の一つとして位置付けられており、国民に対する制度の周知、説明のため、最高裁判所及び法務省においては、これまで多額の予算により様々な広報業務を実施している。最高裁判所における多数の契約においてさかのぼり契約が行われていたことは遺憾なことであり、予定価格の算定を含め適切な事務処理を行う必要があると認められた。これに対し、最高裁判所では、裁判員制度広報業務に係る会計事務について改善への取組を行っているとしており、速やかにかつ徹底した方策の推進が図られる必要がある。一方、法務省においては、企画競争随契の手續や予定価格の算定等について、競争性、透明性の確保に向けた取組を行っているとしており、引き続き所要の取組がなされる必要がある。

裁判員制度広報については、制度の実施まで重点的に周知活動が行われることから、最高裁判所及び法務省では、19年度においても、18年度と同様の予算規模で様々な広報業務を実施することとしており、制度開始後も引き続き啓発活動を行うこととなる。

したがって、最高裁判所及び法務省においては、広報業務の実績を重ねてきたことから、18年財務大臣通知の趣旨を踏まえ、一般競争入札を念頭に置いて、今後とも契約の競争性、透明性を高めるとともに、相互の協力・連携をより緊密なものとし、効率的、効果的な広報業務の実施に努める必要がある。

会計検査院としては、裁判員制度の実施に向けて、広報業務がより重要性を増していくことにかんがみ、改善策が確実に実施されているか確認していくとともに、裁判員制度広報について引き続き検査していくこととする。